

南あわじ市犯罪被害者等支援条例

令和 2 年 3 月 27 日

条 例 第 6 号

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号。以下「法」という。）に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策に係る基本的事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた施策の推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、もって市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第 2 条第 1 項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第 2 条第 2 項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 関係機関等 国、県その他の関係機関及び犯罪被害者等への支援を実施する民間の団体その他の犯罪被害者等への支援に関係するものをいう。
- (4) 事業者 市内に事業所又は事務所を有する個人及び法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）をいう。
- (5) 二次的被害 犯罪等により犯罪被害者等が直接受ける被害のほか、うわさ、中傷、報道等により犯罪被害者等が正当な理由なく受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、私生活の平穩の侵害等をいう。

(基本理念)

第 3 条 犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等が平穩な生活を取り戻すまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等の心情及び置かれている状況その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩を害することのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適

正な取扱いについて十分に配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との連携及び適切な役割分担の下に、犯罪被害者等への支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等を地域で支え合うことの重要性について理解を深め、二次的被害を生じさせることがないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等への支援に協力するよう努めるものとする。

2 犯罪被害者等を雇用する事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言及び関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(財政上の措置)

第7条 市は、犯罪等の被害による犯罪被害者等の経済的な負担等の軽減を図るため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第8条 市は、市民及び事業者の理解を深めるため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等を地域で支え合うことの重要性について、広報及び啓発に努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。